平成 25 年 6 月 26 日

各位

会 社 名　株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表者氏名　代 表 取 締 役 社 長　小　澤　洋　介
（コード番号：７７７４ ＪＱ）
本店所在地　愛知県蒲郡市三谷北通 6 丁目 209 番地の 1
問合せ先　取締役経営管理部長　大　林　正　人
電話番号　０５３３－６６－２０２０（代表）

# 支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1．親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合（%） | | | 発行する株券が上場されている金融商品取引所等 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 富士フイルム株式会社 | その他の関係会社 | 41.27 | ― | 41.27 | ― |
| 富士フイルムホールディングス株式会社 | その他の関係会社 | ― | 44.26 | 44.26 | 東京証券取引所<br>大阪証券取引所<br>名古屋証券取引所 |

2．親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

| 上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称 | 理由 |
|---|---|
| 富士フイルムホールディングス株式会社 | 当社の議決権の 41.27%を持つ富士フイルム株式会社は、富士フイルムホールディングス株式会社の 100%子会社であることから、当社に対して一番の影響力を持つのは富士フイルムホールディングス株式会社と考えられます。 |

3．親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

（1）親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本関係

富士フイルム株式会社は、当社の議決権を 41.27%所有する筆頭株主及びその他の関係会社であり、2 名が当社社外取締役に就任しております。富士フイルム株式会社の親会社である富士フイルムホールディングス株式会社は、当社の議決権を 44.26%間接所有するその他の関係会社です。また、富士フイルム株式会社と当社は、両社それぞれが現在及び将来保有する製品・技術を活用した再生医療分野での業務提携を行うことで合意しております。

（役員の兼務状況）　（平成 25 年 6 月 26 日現在）

| 役職 | 氏名 | 親会社等又はそのグループ企業での役職 | 就任理由 |
|---|---|---|---|
| 社外取締役 | 石　川　隆　利 | 富士フイルムホールディングス株式会社<br>取締役<br>富士フイルム株式会社<br>取締役執行役員医薬品事業部長 | 富士フイルム株式会社における経験・実績を、当社の経営に反映していただくため |
| 社外取締役 | 石　川　俊一郎 | 富士フイルム株式会社<br>医薬品事業部担当部長 | 富士フイルム株式会社における経験・実績を、当社の経営に反映していただくため |

（注）当社の取締役 11 名、監査役 3 名のうち、親会社等との兼任役員は当該 2 名のみです。

（2）親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

富士フイルム株式会社は、「医療・ライフサイエンス事業」を重要な事業の一つとして位置付けており、医療用デジタルＸ線画像診断システム、内視鏡システム、高機能性材料などを中心に実績と知見を有しております。平成 20 年には当社株主の富山化学工業株式会社をグループ会社化し、医薬品事業分野に進出するとともに積極的に設備投資並びに研究開発を進めております。

当社は、富士フイルム株式会社による当社への資本参画のみならず、研究開発及び事業展開においても強固な連携体制を構築することにより、両社の間において事業シナジーを発揮し、当社が企業理念として掲げる「再生医療の産業化」に向けて着実に前進していくことを目的として、富士フイルム株式会社と「資本提携契約書」及び「業務提携に関する契約書」を締結しております。

なお、当社は富士フイルム株式会社と緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針でありますが、富士フイルム株式会社との役割の棲分けがなされております。また、取締役の就任状況は、当社の適切な経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

４．支配株主等との取引に関する事項

支配株主等との取引につきましては、開示すべき重要な事項はありません。

以上